

# 國學院大學学術情報リポジトリ

## 漢籍目録作成あれこれ

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高山, 節也 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000886">https://doi.org/10.57529/00000886</a>

## 漢籍目録作成あれこれ

高山節也

ただ今ご紹介いただいた高山でございます。わたくし佐賀県の佐賀大学というところに大学院を卒業してすぐにそちらに赴任いたしました。最初の一年ぐらいは特に何事もありませんでしたが、二年目の時に武雄鍋島家の文化財が武雄市に寄贈されるということが起こりました。鍋島藩は非常に複雑な政治組織を持っているのですけれども、鍋島家が支配する以前は龍造寺氏が肥前領域を支配していたんですね。ところが、龍造寺氏がだんだん衰退していつて、臣下であった鍋島氏が全体を支配する形を取るようになってしまったんですね。その関係で龍造寺氏の血統の人たちをなるべく鍋島藩の方に取り込もうという政略的なことがありまして、それであちらこちらで鍋島氏と龍造寺氏の婚姻関係による支領みたいなものがたくさんできました。そういうことがあって、もともと龍造寺系の支領みたいなと

ころの自立性が強く、その一つの表れとして教育を興そうとする、鍋島本家や支藩はもちろんそれぞれに学校ができる。同じ肥前内の色々なところに学校があつて、その結果様々な書籍がそこに集積されている、そういう状態ができあがつたわけです。

それで、お話が元に戻りますが、わたくしが赴任して二年目に、武雄鍋島家のいろんな書籍であるとか文化財であるとか、それが寄贈されることになったもんですから、それらを専門分野別にそれぞれ整理しなければいけないことになりました。それでその時、わたくしが所属していた学科が、あそこは教育学部なんです、国語科というところにわたくしは所属していたんですけれども、その主任教授がわたくしに「高山君は佐賀大で一人だけ漢籍、漢文をやっているんだから、漢籍の整理任せよ」なんて急に言われ

まして、どうしていいかわからない、とにかくやらないわけにはいかない、というわけで恐る恐るやっていたところが、わたくしの性格的に、こうなんかピタツとくるものがあつたようで、すっかりその漢籍整理が面白くなつてしまつて、武雄以外の支藩や支領の漢籍などもほとんどみんな未整理なものですから、これはやつぱり、全体的に整理を全部やつてしまつた方がいいに決まつているということであつて、それからどんな身の程も考えずに整理をやらせてもらおうということになりました。そうなりますと当然のことながら漢籍の整理をするためには、書誌学的なレベルの知識をちゃんと持つてないとダメですから、そちらのほうの勉強もおいおいやつていくうちにだんだん詳しくなつていったと、そういう状態でございます。

そういうことですから、とにかく未整理状態にある文献をどのように整理したらいいかということ。最初はまずその漢籍をですね、書籍の山の中から抜き出すところから始めます。抜き出す時に、長澤規矩也先生なんかは、だだっ広い畳敷の大きな広間みたいなところに書籍全部を持つてきて一面に押し広げて、そこからまず漢籍らしいものをどんどん取りだして、本の大きさとか色とかの一致するものをそれぞれ全部まとめてしまふというようなことが

ら始められたようです。

だいたい漢籍というのはですね、一つの文献が複数の冊数で出来上がつてているのが非常に多いんですね。一点百冊とか、十冊とか。

ところが、その未整理状態の文献の山というのは、一点一点がバラバラになつちやつて、そこら中にちりぢりになつていきますので、まずそれを接ぎ合わせるところから始めなければならぬ。続いて、なかには日本漢文の文献なども混ざつていける可能性が高いものですから、それから確実に漢籍といえるものだけを抜き出さなければならぬということになります。そのためには、漢籍とは一体何なんだろうという、漢籍の概念規定をしておく必要があります。長澤先生の色々な業績や書誌学関係の文献によって、漢籍とは何かという一つの規定を確認しておきまして、それから未整理の漢籍を引っ張り出すということをやります。以上が漢籍整理の第一段階でございます。

もつともお話が少々前後して申し訳ないのですが、実はその前段階がございまして、裏話めいてまいりますが、そのこともちょっと触れておくことにいたします。たとえば、佐賀の県立図書館の持つている寄託本つてものがあります。寄託本つていうのは、もともと持つていた人たちが、

一応その所蔵権利を維持したまま、ただそこでは持ち切れないから、県立図書館に預かってもらう、という形を取っていたもので、そういったものがほかにも結構あるんですね。そういう場合には、県立図書館の方に行つて整理をさせてくれと言っても、それは鍋島本家の方に行つて許可を取つてくれという、そういう例が結構多いんです。

そこでまあそうなりますと、今度は先方のお偉いさんのところに行きまして、ぜひとも漢籍の整理をやらせてもらいたいと申し込むわけです。そうして申し込みますとね、やっぱり私有の財産ですから、そう簡単にはいかない。それでも色々とお願ひしまして、許可をいただくというその段階が終わつた次に、今度ははいよいよ実際の文献を手に触れることになります。

さて、そこでそのゴタゴタと混ざり合つた書籍をぶち撒けられるような大広間はそうそうあるわけではありません。たとえば、県立図書館にそんな広い部屋があつて、そこに全部広げてなどは当然無理です。その場合は書庫のなかで一点ごとに漢籍らしいものを取り出して調査カードに必要事項を記入する作業を行います。あるいは漢籍文献関係を扱いなれない人が一般の書籍と併せた目録等を作つてあるような場合は、その目録から漢籍らしい書名を抜き出

して、じゃあこれを見せてもらいたい、とそういう形で見当をつけて書籍を一点づつ引つ張り出して調査カードに記入するという調査をいたします。

その説明の前に、漢籍とは一体どういったものなのか、その概念規定を簡単お話ししておきたいと思ひます。今日お配りした資料の①をご覧ください。

まず基本的な漢籍の概念規定として、これは古代から現代にいたるまでの中国人が中国語でもつて著作編集した文献というのが一番基本となります。その時点で当然出版地はどこなのかという問題も出てまいります。中国で出版されたものは、それはもうそれで十分なのですけれども、実は中国で出版された文献をですね、中国以外のところでも出版している例があるんですね。

たとえば、日本で出版した漢籍というものもあります。今もうしました中国人が中国語でもつて著作した文献を日本で出版している例があります。①の資料の真ん中にある『韓非子』が日本で出版されたもので、その右側にありますのは、明の時の文献で、これは中国で出された『韓非子』です。この両者を比較してみますと、御覧のとおり日本のものは明代の刊本とほとんど同じような内容になっているんです。けれども、出版したのは日本であると。それから

芥川煥という人物が校勘をしております。ここには日本人の手がちよつと入ってますね。

それじゃあ、日本人の手が入っているから漢籍ではないのか、というところのへんところは考えかたが色々別れているので。これについても、長澤先生の場合は、日本人が校勘を加えていても、これはもとの漢籍の本来の姿を取り戻そうとしてやったことなんだから、これは中国人の著作だと考えても全く問題なからうと。こういうものも、一応漢籍に入れるというご判断です。

それからですね、資料とは別に鼈頭本というのがありまして、一丁のなかを二重枠で区切って、内側の小さい枠の中身は中国人の本文、外側の枠の中身は日本人がつけた注釈といったものです。こういうものがありまして、こういう文献というのは、本文のところは原文そのままなんです、その外側に色々日本人の注釈が印刷されているという。これについても、長澤先生の場合は、原文部分がちゃんと取られているのだから、漢籍扱いでいいだろうと、このようなことになっているようです。

そういうことを考えまして、一応ですね、日本で出版された中国人の著作した文献なんだけれども、その本文に關しては全く中国で出版されたものと変わりがないとなれ

ば、これは日本で出版された漢籍だと考えていいだろうと、そういうことになりました。

それを和刻本漢籍といいます。和刻本漢籍と同じような事例はほかにもありまして、たとえば、朝鮮なんかですね。朝鮮でも昔中国の文献をこのように出版している事例がありますので、それも同じような考え方で、朝鮮本漢籍というふうに呼んで、漢籍扱いにいたします。

つまり、昔古い時代に漢字文化圏に所属していた地域では、中国の文献をですね、出版したり、写したり、そういうことをやられていくんですが、もう一つ、日本それから朝鮮以外にベトナムの例があります。越南本漢籍と申します。わたくしの経験で申しますと、越南本はそんなにたくさん日本に入ってはいませんようで、ベトナムに行った時に見せてもらったんですけども、そこには結構ありましたけども、朝鮮本に比べるとはるかに少ないです。地理的な要因がありそうです。

ところが、一つ非常にややこしい部分があるのが準漢籍というもので、資料①の左の『韓子解詁』という文献を見ただきたいのですけれど、『韓子解詁』という文献は、日本の津田鳳卿という人物が注釈をつけまして、その注釈が実際に巻一冒頭から出てくるんですね。

この本の場合非常にわかりやすいのは、この書名のとこ  
ろに『韓子解詁』というふうに、「解詁」という言葉がつ  
いています。この解詁というのは、津田鳳卿さんの注解と  
いうことで、そうするとこれは、中国の人が『韓子解詁』  
を書くはずがないんで、そうすると当然この本は和本かと  
いうことになります。

ただし、本書の注釈を書いたのは日本人なんですけれど  
も、『韓非子』の本文の部分は、中国の文章そのままなんで、  
これをどう扱っていいのかわからない問題が出てき  
ます。こういうものは準漢籍、つまり漢籍に準じているも  
のだと捉えまして、わたくしもそうだし、それから中国学  
をやっている人たち、具体的に漢籍を見ている人は、だい  
たいこのような準漢籍というのは、一応漢籍に準じている  
ものなんだから、漢籍の方向で扱ったらいじやないか。  
ただ純粹に漢籍としては使えないから、一応準漢籍という  
項目を立てておき、そこにに入れておくのがいじやないかと考  
えるのが、一般であろうと思います。

ところが、国文学を考える方々に言わせると、漢籍を  
扱っているかもしれないが、とにかく日本人が書いたもの  
なのだから、国書扱いにするべきだというふうな発想にな  
るようだし、国文学研究資料館もそういうふうになってい

ると思います。そうなりますとね、非常にこれは我々とし  
ては、中国の学問が日本に入ってきて、それがどのような  
業績を産んできたか、こういうことを考えることはしばし  
ばあるのですけれど、そういう時に国書扱いにされて、国  
文学の方に載っているようになっちゃうと、非常に扱いに  
くくなってしまう。ということ、仕方なく我々はそうい  
う考え方もあるけれど、準漢籍は漢籍の方向で考えようと  
しております。

ところで国立公文書館内閣文庫の漢籍分類目録というの  
があります。その漢籍分類目録の最後のところにですね、  
付録という形で準漢籍目録がついています。ところが内閣  
文庫の国書目録というのがありまして、こちらにも末尾に  
同じものが載っています、つまり両方準漢籍目録がつけ  
られている、そういう感じになっていますね。これな  
ら漢籍側も国書側もおおむね満足のいくやり方ではないか  
と思っております。

なお資料①では書名に日本人の特殊な題が入っている例  
をあげておりますが、それ以外にも準漢籍扱いにするべき  
ものがありますので、ほんの少し解説しておくことにいた  
します。

これまでお話しした準漢籍というのは、書名のところの日

本人の注釈の名前が入ってきているものですが、入らない場合もあります、そういう場合どう考えるかと申しますと、本文中に日本人の注釈が割注で入ってきているという、そういうのは本来の中国人が著作した、編集したものの内容の形とは違ってきているので、やはり純粹な漢籍としては扱いにくく、準漢籍扱いとしておいた方が無難だということに考えられます。そのほか日本人が漢籍を再編集したものなどもあります、別の機会に譲らせていただきます。

ところで、わたくしが調査した鍋島関係の文献は藩政期収集ですから当然江戸時代以前、中国でいえば清朝以前のものとなります。そうした傾向はその他の漢籍目録においてもいえる傾向なのですが、漢籍の概念規定を厳密に適用すると当然現在の中国の人たちが著作編集したもの、全部これらは漢籍として扱うことになってくるんですね。

そのへんはたとえば、京都大学の人文科学研究所の漢籍目録とか、東大の東洋文化研究所の漢籍目録などは、「新学部」という項目を設けて、そこに現代の文献を収めています。ただ現代文献は爆発的に増えていきますから、現代文献を全部漢籍目録のなかに入れていこうとすると、どんなふうになってしまふのか、そういう問題がありました。そこで今一つ妥協的な考え方なんですけども、文言つまり

文語体です、文語体でもって書かれているものを基本として考えるべきだというふうに捉える漢籍目録が一般に編集されるようになってきました。私も編集に関わりました東大の総合図書館の漢籍目録の場合も、一応文言で書かれているものという縛りを設けております。

そろそろ私個人の漢籍調査と目録作成のお話に移ります。わたくしの場合、鍋島藩支配領域各地の、規模の小さなものも大きなものもあつたんですけれども、そういうところの漢籍を収蔵主体ごとに目録化していくことをやっています。ただし先ほど申しあげました第一段階のような作業はほとんど無理でしたので、既存の目録や実物のうちから漢籍らしいものを取り出します。それをお手元にお配りしたカードに、その文献の必要事項を全部記入していきます。お手元に調査カードを一枚お配りしていると思います、資料②が記入済みのカードです。

先程もちょっと申し上げましたけれども、漢籍の場合複数の冊数でもってできているのが普通でして、それがあちこち分散していますから、どこかの山の中に入っているか分からないんです。そこでまず漢籍らしいものがあつたら、それを調査カードに必要事項全部を記入してしまえというところで、こういったカードを作りました。記入項目上、

書名はとても大事なんですけれども、書名は同じでも違う印刷のものもありますので、そうなりましたらそれらを一緒にまとめることはできません。そこで、同じものである可能性があるかどうかということが判りやすいように、そのカードの下の方に版式というところがあります。これによつてどういう形で印刷されているか印刷の形式をそこに書き込んで、版の同異判定の資料といたします。

例えば、一行が十五字の字数でそれが九行あるとか、そういう目で見たとときに見えてくる様々な要素をずっと書いていきます。それからカードの左の方に「版心」というのがありますけれども、版木のちょうど中央にあたる部分で、その中央にある部分に色んな模様みたいなものが刷られていて、この形も版の同異関係の判定資料となります。

大体全体の文献の中からその漢籍らしいものを全部引つ張りだして一々カードとつて、それが終わりましたら今度はカード上でもつてこれとこれは一致するだろうかということをやっていきます。まず同一書名のカードをまとめまして、それから版式ですとか版心などを参考にしながら、これはセットになりそうだというもののセットしていくという、そういう作業をいたします。実際にそういう作業をやつて、そろそろ大体このくらいの文献が集まっているなど見

えてきた段階で、今度はセットにしたものがそれでいいだろうかということを確認しなければいけない。それを確認するのは実物を見ないと確認できませんので、そこでもう一回セットになったカードをもつてもう一回実物を見に行きます。その時点で、まあこれはいいだろうというものも出てくるし、ちよつと違っているぞというものも出てくるわけですね。

例えば、同じ行数・同じ字数、それらが同じであつても版木が違うことがあります。そうすると、それはやつぱり違うものだとして考えなければいけません。そうした判定が非常にこれは困難な場合があります。例えば、「かぶせばり」といまして、元々の冊子の綴じ糸を全部切つてバラバラにして、それを裏返して、版木に貼り付けてそれをまた彫つちゃうというやうなやり方もあるんですね。そうなりますと、ほとんど同じやうなものができ上がつてしまう。ただ、よくよく見るとやつぱりちよつと違うなどいのが見えてくるのですけれども、そういうときは非常に悩ましい気分になります。実際にそのカードの中に書いてある内容と現物を照らし合わせながら確認していきますので、調査カードの調査項目すべてを見落とさなく記入する必要があります。

ちよつと調査カードの見方をご説明しましょう。まずです、資料の左上に横長のところがあります。ここがその本の正式書名を書くところになります。漢籍の場合は書名の出でるところがあちこちにありますが。ちよつとご覧にいきましょうか。こういう本があります。表紙にこういうものがついていて題簽といひます。題簽のところは書名が入っております。それから、表紙をあけてみるとこういうものがついていて、封面といひます。この封面のところにも書名があります。それから書籍の一番下の小口にあるのを書根といひます。書根のところにも書名が入ってるかどうか確認いたします。それから中身をずつと見ていきますと、序文があつて、序文に書名がある。それから目録があつて、目録にも書名がある。それから、各巻の冒頭に書名がある。といふことで、一つの文献について複数の書名があつたんですね。それが皆統一されて同じならいいんですが、必ずしもそうではありません。題簽や封面のところ書名は結構省略された形のものが多かつたりするんです。とにかくそういうことで、例えば、この今お配りしている資料ですと、正式な書名は最終的にはどの書名を取るかといひますと、これは本文の第一巻目の冒頭にくる書名を正式書名として取ります。

これはです、②の補という資料を御覧下さい。これは『魁本大字諸儒箋解古文眞寶後集』という書名です。この書名をずつと見ていきますと、『魁本大字諸儒箋解古文眞寶卷之上後集』というふうになっております。ここの場合、「卷之上」という部分は「卷之下」と後で変化します。ですから、変化する部分を正式書名として取るわけにはいきませんので、この場合は『魁本大字諸儒箋解古文眞寶後集』というのが正式書名となります。

そのように、第一巻目の冒頭の書名を正式書名として取るんですけれども、何で第一巻目の冒頭を取るのかといひますと、これには理由がありまして、日本の国書の場合は、写本が非常に多くて、しかも表紙のところは書かれていない書名が中の方では出てこないということがしょっちゅうあります。そういうわけで、国書とくに写本の場合は、書名をとるときには、表紙の書名を取ることがしばしばあるらしいんですけれども、漢籍の場合には、出版された本が非常に多く、しかも出版されたもの場合あちらこちらに書名が出てきて、特に後から貼り付けたような題簽などは剥がれてしまうようなものがしばしばありますし、それから封面については後刷り本や版權委譲後のものなど、違うタイプの封面にしてしまつたり、封面の方も変化が多いんで

すね。ですから、後から変化したり、なくなったりしやす  
いところから正式書名を取るのはやめた方がいい。そうす  
ると、まず少なくとも、版木を削るかそのものを消去しな  
い限り書名が消えないところから取るのが一番だというこ  
とで、本文第一巻の冒頭書名を取るようになりました。

ところがですね、正式書名そのものがなんか如何わしい  
ものが時々あるんですね。一つ例を出しましょう。これ  
はわたくしが調査している関係で見つけたものの名前  
です。『天下一統志』といいます。この書名は第一巻目の冒  
頭、それから各巻ごとに書名があるんですけども、その  
すべてがこの書名で統一されていきました。ですから当然こ  
れは第一巻目の冒頭書名を正式書名といたします。ところが  
が版面全体を通して見てみると、なんかこうすっきりしな  
いんですね。どうもこういうふうに版木を彫っているのは  
変じゃないか、特に書名の部分が不自然のようだ、という  
ことに気がつきました。それはどういうことかといえます  
と、「天下」という字のところは下の文字と釣り合わない。  
一枚の版木で刷っているとは到底思えない。これは変だな  
と思って、その部分の写真を撮りまして、どうもそれらし  
い類似本、『大明一統志』なんですけれども、これらの第  
一卷冒頭の版面を比べてみたら、他のところは全く同じ

なんです。ここだけ違うんです。

これはどういうことかといいますと、清朝になってから  
『大明一統志』の出版をしようとしたときに、明の時代に  
できた版木があつて、その版木をそのまま利用したんです  
ね。利用したんですけども、「大明」という言い方が気  
に入らないというので、この「明」のところの漢字を削つ  
てしまい、新しい「下」という漢字を作つてそこにはめ込  
む。それから「大」の字の上の部分にですね、「一」とい  
う漢字のハンコを作つてそれを手で押してですね、「天下」  
にしてしまいました。でもこういう場合は、本来は『大明  
一統志』ですから書名は『大明一統志』で考えなければな  
らないという捉え方もあるかもしれませんが、兎に角この  
場合、そのある通りの書名で目録は作らなければならぬ  
という原則があります。これは要するに、手が加わつてい  
るものだったら手が加わつた状態の書名を尊重しなければ  
いけないという考え方です。これを『大明一統志』に直し  
て目録を作つてしまいますと、そこにあるのは清代の補修  
本ではなくて明代の原本であるということになってしまう  
からです。

目録作成においては何か怪しい手が加えられていても、  
兎に角ある通りに書かなければいけないという原則があり

ます。清朝の時代というのはそのように気に入らないところがありますと、削ってしまったり、作り直したりということが結構多いんです。『陣法全書』という本がありまして、これは軍事的文献なのですが、その本文中に清朝に対して蔑視をするような表現が時々出てくるんです。そうしますと、こういう本はけしからんということで、大体そういう場合はその本全体が発禁処分になったりするんですが、中にはその処分を潜り抜けて、正式書名を全部削り落として出版するという、そういうものが時々出て参ります。そういうときには、『大明一統志』のように類似するものが想定できればいいのですが、そうでないときは本書全体から手懸かりを探し回るしかありません。そうしましたところ、一カ所だけ書名の彫り残しがみつかりました。これで『陣法全書』が日の目をみることになりました。

次に人名について。調査カードの正式書名の下のところには編著者という項目があります。そこに人名を書き込んでいくんですね。誰がこの本にどういふふうに関わったかということを、人名記入の原則に則って書き入れていきます。

人名記入の原則について、例えば、中国の人だったならば色んな名前がありまして、姓と名があつて、それから字があつて、それから号があつて、それから中には諡なんて

ものを持つている人もいますね。その場合、必ずこれは原則として本名を使います。この著作者のところに例えば号でもって名前が入っていることが時々あるんですけども、その場合は必ずその号ではなくて、本名を調査して確認しなければいけません。なかなか調べきれない場合もあるんですけども、とにかく参考文献を利用して、例えば清であれば、『清人室名字号別称索引』とか、そういう索引類を使って探し出して、正式人名を確認するという作業をやります。どうしても見つからない場合も当然ありますので、その場合は既存の目録から人名を流用することもあります。

それから、日本人が関わっている場合、これは先ほど申し上げた和刻本漢籍の場合ですが、そこに日本の学者が校定をしたとか、それから上の方に別な注を付けたとか、それから訓点を付けたとか、そういうような作業が加わってくるのがしばしばありますので、そのような場合には、それに関わった人名を必ず探らなければいけない。まあ、日本人の場合は、特に漢学者、特に江戸時代の漢学者がそこに関わってくる人が多いんですけども、なかなかそういう日本漢学者の本名が分からないということは結構あるので、江戸時代の漢学者の人名事典というものもあります

けれども、なかなかそれで全部満足できるわけではないし、結構悩ましいものではありません。例えば、荻生徂徠という人がいますね。荻生徂徠という名前は皆さん大体ごんじだとは思いますが、本名は別にあるんですね。荻生雙松、これが本名です。だけど、日本人の本名ですから、本来だつたらば、訓読みで読んでしかるべきところもあるかもしれない。だけどまあ、日本人の特に漢学者の場合、訓読みで読んでも全部分かるわけでもありません。徂徠の場合は雙松というんですね。荻生雙松。だけど雙松なんて名前は知らなければ分かりそうもないんで一般には音読みで雙松というふうに呼んでおります。ただ目録記入の場合にはふりがなをつけませんので、呼び方が問題になることはまずありません。

それから日本人の場合はですね、ちょっと変なことをやっている例がありますのでご紹介しておきましょう。例えば荻生徂徠では、物茂卿というふうに言われたりしている。これは茂卿というのは荻生徂徠の字ですね。物は本姓なんだけれども、このことを知っていればいいんですけれども、中国で荻生徂徠の学説を引用しているなんて例が時々出てきますが、そういうときに「物茂卿曰く」ということが多いんですが、知らなければ物茂卿って一体誰だと

いうことになってしまいます。ちなみに物は物部氏から取ったんだということで、物部の「物」を取って、物茂卿というふうになっています。こんな例もあります。宇都宮由的という漢学者がいますけれども、これは本名で号は遯庵、宇都宮の「宇」の字だけ取って、宇由的などと署名している。そういうのがあったときにも、全部それを正式な人名に書き直さなければいけないということです。

人名の記録については、ほかにも細かい決まりがありまして、たとえば中国の人の名前は必ず名前の頭にその人の所属する王朝名をつけます。宋とか明とか必ず上に王朝の名前があります。この王朝の決定は、基本として当人の死んだ時の王朝名を記入するという原則があります。東大や京大の目録はこの原則に従っています。ところが清の康熙元年にその人が亡くなったとする。しかし、ほとんどその人の活動時期は、明末だったとする、そういう人の場合は前王朝の名前を採用する特例があります。

もう一つ例外がありまして、これは、私も整理していつくくりしたことなのですが、宣統という清の年号なんですけれども、これは清朝の最後の皇帝である宣統帝溥儀という、この宣統の年代は、確か三年くらいで終わってしまうのですが、それで、中華民国になってしまふのですが、

ところが、そのある本を見ていたらその本の序文に、宣統十三年という年次が出てきたんです。宣統の年号は三年までですので、何だこれは、とびつくり仰天したのですが、ところがその宣統十三年序の著者を見ましたら、羅振玉という人で、この人は中華民国になってからも、自分は清の王朝の遺臣であると、そういう意志を持っていらしいます。それで中華民国になったことを認めない、とそういう人も中には居るわけで、そういう場合には例外として、その意志を尊重して「清羅振玉」にしておこう、という考え方もあるようです。

その次に、その書籍に対して何をやったかと言うことを必ずつけます。人名が著作者の場合には、誰々「撰」という風にします。著作関係については本によっては別の書き方をする場合もあります。誰々「学」とか、誰々「述」とか。そんな場合にいちいち言い換えるのは大変ですし、「述」というのは、『論語』の「述而不作」から来ているのではないかと思うのですが、自分が創作したと思われるのも、自分分は伝えているだけだ、というような感覚でその「述」字を使っている場合もあるのだろうと思います。だから、そういう謙遜の意味があるんじゃないかと思うんですが、著作のようなことであれば、何と書かれていようと全部

「撰」に直してしまえと。それから、その人物が編集していれば、誰々「編」、それから注をつけたら、誰々「注」、校訂を加えたときは誰々「校」。そういう風に何をやったかが分かるように必ずつけていきます。

それをつけるときにちょっとややこしいことが一つありまして、それは資料③をご覧ください。ここでは書名の次に人名が出てきますが、書名と人名がちゃんと正しい関係で記録されなければいけない、まず最初の方、右側の例です。これは、『周易本義通釋』という部分が正式書名です。で、その次に「新安胡炳文通」というのがありまして、これは、胡炳文という人物が「通」という名の注釈をつけたぞということなんです。

そうしますとこの場合、『周易本義通釋』の「通」、この字が人名下の「通」と通用しますので、この場合はこの『周易本義通釋』という文献を書いた人は胡炳文さんだという風に考えてしまつて構わない。となると、この場合は『周易本義通釋』の著者は、時代としては元で、元の胡炳文の「撰」になります。したがつてこの書物の目録上の記採は、『周易本義通釋 元胡炳文撰』と書きます。

ところが、左の資料は、書名部分が「周易上經第一」と出てきますが、この場合の「上經」の部分はこれは、「下

「經」に変わりますから、これは正式書名には入りませんし、「第一」という巻数も変わります。つまりは、「周易」だけが書名なんです。その次に「朱子本義」という朱子の注釈が入っているという記録がありまして、その次に「新安後學胡一桂附録纂注」という人物とその注釈名が記載されています。つまりこの文献は『周易』という名で、朱子が「本義」という注釈をつけ、胡一桂は元の時代の人で「附録纂注」という注をつけたわけです。そこで、目録上の記載は、「周易 宋朱熹本義 元胡一桂附録纂注」となります。

つまり、書名の中に注釈者にかかわる呼び名がついていれば、その書物は注釈者の著書ということで「撰」になるけれども、ついていない時には、これはそのまま注釈者名と注釈の特別な名称をそのまま書名のあとに記録しなければならぬということになっているのです。その辺がちょっとややこしいんです。

それから記載順が前後しますが、漢籍目録の場合、書名の次に必ず巻数を記録します。漢籍には基本的に巻数があり、同じ書名の本でも巻数のちがう場合があって、必ずこれを記録します。②の資料をご覧ください。左の方、上から三番目の所に巻数があって、ここでは上・下となつていきますのでこれは二巻本です。欠巻がある場合は、必ず、欠

けている巻数を記録しておかなくてはなりません。全体の巻数は欠巻があろうがなかるうが、総数記録します。全十巻のうち、第五巻欠だったらその時は、「十巻巻五欠」という風に記録します。

一方冊数の方は、その全体の冊数を想定して書いてはいけません。これはどうしてかというと、例えば、十冊の中に、間の一冊が抜けている。現状では九冊しかない。ただもとの冊数は十冊と想像できるので十冊と書いてしまったとして、その抜けている部分が何冊だったかは実際にはわからないのです。ですから、この場合はとにかく現存する冊数を必ずそこに入れてはならない。これは、想定して入れたとは思いません。ですから、この場合はとにかく現存しているんじゃないかと思ってそれを見に来る閲覧者がいるかもしれません。来たところが必要な部分がなかったというのは、そういうことは絶対にあつてはならないのです。

それから、欠巻があつた時には必ず「何巻欠」と記録します。これは絶対に必要な資料情報です。

それについて、私は一度痛い目に遭つたことがあります。ある地方の大学に昌平坂学問所の日記があるというところで見に行ったことがあるんです。目録みたいなものに、何冊だと書いてあるだけだったので、行ってみたら、私の

見たい所がちよと抜けていたということ、せつかく高い運賃を払って行ったのに、ということが起こりますから、全何巻で、その内何巻が欠けているのかということ必ず記録しなければならぬ、ということなのです。

さて、この辺りから今度はいよいよ出版に関する記録、出版事項についてですが、これも非常に大事なものがたくさんありまして、先程ちよと述べなかつたけれども、書名は同じで出版事項が違うという場合に、書名は同じだから同じ本だと思つてしまつて、一つだけを表に出しておいて、出版事項の違うものは全部倉庫に仕舞ひこむとか、ひどい場合は捨てるとか。そういう事例があるんです。これは大変な問題で、出版事項が違うことは、全く版木が別なもの、という可能性もあるし、その所に補修が加えられてゐる場合もあるし、それから、全く同じ版木であっても、後刷り本になつていて、版木の痛みが激しいとか、そういう場合もあります。こうした事情は、同じ書名でも、どれくらい後刷り本が出たかとか、後の補修本が出たかとか、そのこと自体がその文献の本当の売れ口をあらわす資料となります。ですから、同じ版木であつても初版本なのか、後刷り本なのか、それから補修本なのか、確実に分かる限りは、区別をしなくてははいけません。

これは長澤先生がくどいほどおっしゃつてゐることで、そこで出版事項をあらわす時には、必ず「刊」と「印」と「修」とその区別をよく見極める、ということになります。それらのことを見極めるための最も基本的資料となるのが「刊記」です。これはその書物の出版記録を版木などに彫りこんだものです。

資料②の「刊記」の部分をご覧ください。左下の方です。ここには、「文政六年癸未五月原刻」とありまして、次に「安政五年戊午五月再刻」とあります。この再刻というのは、もう一回版木を作り直してゐるという場合と、後刷り本にしている場合などがあるのです。かなりややこしいんですけども、この文献は少なくとも元本は文政六年に出版されたものであり、それを復刻したか、あるいは後刷りしたか、安政五年にもう一回本が出た、ということになります。この場合は、どちらかこれを見る資料が幾つかあるのですが、例えば、題簽の所、「標註補正古文眞寶」と書いてあります。それと今度は封面の所を見てください。左の四角の上の方です。そこに『標註補正古文眞寶』という書名が出てきます。その上に「安政戊午再鐫」とあります。ということ、つまりこれは、安政戊午の年、これは五年なんですから、安政五年に再び版木を刷つたぞ、という記

録としてまず間違いはありません。

そうするとこの場合では、持っていた版木を刷り直した  
ものか、新たに彫られた版木によるのかというのが、次に  
問題となります。それをどうやって確認するかという点、  
実際に刷られた版木で、非常に鮮明で細かい所まではずき  
り印刷されている。そういう状態であれば、まずこれは初  
版本、あるいは少し遅れての初版本に近いものであるかと  
想定します。この本の場合は、安政五年にもう一回版木を  
刻んだというのは、まず間違いがなからうと考えています  
が、但しその場合には、文政六年の出版物を一応基本に据  
えた上で、安政五年にもう一回彫り直して刷ったのだ、と  
いう風に考えられるようです。

調査カード上で考えていきますと、右の「刊年」の欄に「安  
政五年」とあります。そのさらに右側には色々な言葉がご  
ちやごちや並んでいます。これを全部説明しますと「一、  
三時間はかかってしまいますのでおおむね省略してすこし  
だけ。最初に左から行きます。「刊」これは、木版の初版  
本、あるいは初版本に近いもの、ということ。この場  
合はそれでも良いのですが、これは元本があってもう一回  
彫り直しをやっている、ということなので、ここでは「重  
刊」というところに印を付けてあります。

つまりこれは、彫り直し本だよという発想で、重刊とい  
うことになります。ついでに申しますと、「印」というの  
は後刷り本のこと、後刷り本のでた年代が不明であれば  
「後印」という所に丸を付けます。それから、補修本の場  
合には、「修」の所に丸を付け、その年代が不明であれば「後  
修」とすることになります。

さて、それでは色々な出版事項の事例を見てください。  
資料④を御覧下さい。これらは和刻本なのですけれども、  
まず、右の資料をご覧ください。一風かわった四角いマー  
クがあります。これがこの本の出版記録、つまり「刊記」  
に相当するものです。お手元の調査カードの左下、「所在」  
という欄がありますが、この「所在」というのは、その本  
の「刊記」が何処にあるかという、その所在をいうのです  
が、その「所在」の下の方に「木記」と「蓮牌」と「埋木」  
というのがあります。四角い枠で囲まれている出版記録は  
大体基本的に「木記」といわれていますが、この場合はそ  
の「木記」が装飾品になっている、蓮の葉がかぶさって  
いて下の方には仏像が座っているような蓮台がある、そうい  
う形になっている「刊記」を「蓮牌木記」といいます。こ  
ういうやり方は、大体元代とか明頃とかによく出てくるや  
り方で、中を見てみますと、「皇明萬曆新歲劉龍田精梓行」

という風に書かれまして、つまりこれは、明の萬曆元年に劉龍田という人物が精密できれいに印刷して出版したという、そういった記録です。で、これがあるからこの本は明代なんだと即座に決め込んではいけません。その左脇を見ると、そこに小さい字で「寛文九年巳酉歲初春吉辰日中尾市郎兵衛板行」というのがあり、これは明らかに日本で出版されたものです。ですからこれは、萬曆元年に劉龍田が出した本を元にして寛文九年に中尾市郎兵衛という人物が版木を作り直した、ということになるのです。それを出版事項としてどう書くか、という書き方にも原則があります。それについて次にお話いたしましょう。

これについては京大人文研、あるいは東大東文研の漢籍目録作成に関連して、出版事項の書き方の共通原則がありますので、これを紹介いたします。「いつ」、「どこ」、「だれが」、「どこで」、「どのように」、「という五項目をできるだけ満足するように記録するというやりかたです。この本の場合、「いつ」は寛文九年、「どこ」の「誰」、これは中尾市郎兵衛という人物が、「どこ」の人物かはここには書いてありませんので、ちよつとはつきりしませんが、京都じゃないか、という気がしますが、はつきりしないことは書いていけません。そこでまず「寛文九年に中尾市郎兵衛

が」となりまして、つぎに「どのように」を記録するのですが、この場合は明代萬曆元年に劉龍田が木版出版した本を元にして、もう一回版木を作り直した、ということになっておりますから、そういう形で書きます。この方式を重刊といいます。まとめますと、「寛文九年中尾市郎兵衛據明萬曆元年劉龍田刊本重刊」という風に書きます。中国の出版物を元にして日本で出版された漢籍ということです。

それから次、今度は左に行きまして、資料が二つ並んでいます。これはいずれも同名の、『春秋四傳』という書物なのですが、末尾の「刊記」に「寛文四甲辰曆九月吉日野田庄右衛門開板」とあって、その前に松永昌易の「右春秋四傳者云々」から始まる跋文があるんですけども、この跋文の書体と刊記の書体と同系の筆写体でまったく一致しています。それに対して左上の最後に末題という書籍の題名があつて、これは明朝体ですね。つまり本文及び注釈と題名は明朝体で版木が彫られており、跋文と刊記は、これは筆写体で版木を彫っているという、そういう形になっているんです。

それが左側の資料になりますと、ちよつと版木の傷みがみえるものの、跋文と跋文を書いた人の署名の所が全く右と同じで、全く同一の版木による印刷といえます。ところ

が、その次の年代が違ってしまっている。「享保九年 甲辰 年正月吉辰 二條通柳馬場西入町今村八兵衛」とありまして、書体も明朝体が変わってしまっているという、つまりこれは、寛文四年に野田庄右衛門が出版したこの文献を、版本を買い取ったんでしよう。享保九年に今村八兵衛という人物がもう一回後刷りして出版した、という風になります。但し、出た年代も違うし、出した人物も違いますので、その刊記の部分は削り落とし、そこに別な版本を埋め込んだという、そういう状態です。ですから、これは先程言いました、カードで言いますと、「所在」の一番下の所の「埋木」というものになります。これは後刷り本の例です。先程の寛文九年中尾市郎兵衛の本では、新しく版木を彫つたけれども元本がある、という記述です。こちらは元本の版木をそのまま使って享保九年に後刷り本を出したという、そういう事例になります。

さて、そこで一番最後の事例を挙げましょう。縦にして見てください。ここにやはり、刊記の部分が出てきます。これは実に嫌らしいもので、実際にその元本と見比べてみることができませんでした。できないんですけれども、大体想像はついていきます。上の資料と下の資料は同一本です。上の方は刊記の部分で、下の方は「奥付」の部分です。「奥付」

というのは、中国の本にはあまりありませんで、和刻本にはよく出てくるんですけども、刊記の場合は本文の版木の末尾の空欄に彫り込むことが一般ですが、奥付は裏表紙の一番最後の内側に貼り込むのが普通です。これを基本的に奥付というんですが、今資料として出しているのは、同じ本です。刊記が本文末尾にあつて、その裏表紙に、こういう奥付がついているというそういう状態です。これはどういう風に考えればよいかというと、まず、「寛文五年乙巳 林鐘吉日」と四角い枠に囲まれて入っている。これは木記ですが、四角い枠の中に出版者がありません。ところがその左行に枠もなく字数もはみ出るかたちで、「大阪書肆

山内五郎兵衛」とあります。ということは、出版者の名前には本来その枠内左側にあつたものを、その部分を全部削り落としてしまって、そこに別の人名を埋め込んだという感じが強いんです。その証拠になる痕跡がじつは残っているんです。例えば、大阪書肆の上の方を見てください。横線の所にちょっと欠けた部分があります。下にも同位置が欠けています。ということは、この欠けている部分から左側の版木全部を削り落として、新しく別な版木を作って、そこにはめ込んでしまったという、そういうことでまず間違いないでしょう。だからこれは、寛文五年に誰かが出版して、

その版木をそのまま大阪の本屋さん山内五郎兵衛という人物が、多分版木を買取つてもう一回印刷しなおした、ということになります。ここまでの出版事項は、「寛文五年刊大阪山内五郎兵衛後印本」ということになります。

ところが実はさらにこの本には奥付がついておりまして、「文久二壬戌年改正」とあつて、下部に江戸・京都・大阪の本屋さんが並んでいる奥付がついています。ということは、これは寛文五年に出版して、山内五郎兵衛が後刷り本を出した。ところがさらに、その版木によって文久二年になつてから少し補修をした、「改正」とありますので、まずい所を直しているという、つまり「修本」ですね。そして、それをやつて出版したという奥付があるのです。

ですからこの本は、文久二年に出版されたということ、その出版にあたっては、三人の本屋さんがかつていて、ということ、で、山内五郎兵衛の名前がありませんから、全く違うメンバーが版權を利用したという、そういうことが分かります。三人並んでいます。複数の本屋さんが並んでいる場合には、この場合は全部目録に書き込んでいきますと、まあ三人分くらいならいいんですけども、中には奥付に十何人もいるなんていうこともあるんですね。それを全部一々目録の方に書いていったら大変な手数がかか

ります。ということ、この場合は代表者を選びます。代表者は必ずこれは最後の人です。大阪の河内屋和助が代表者の位置にいるということです。実はこれが知らない人の場合は最初の人を取つてしまう例があるんですよ。これはちょっと危ないことに引つかかる問題があるんですけども、実は奥付がありまして十人くらい名前があつて、『古文眞寶』の江戸時代の版本をですね、実はわたくし持ってたんですね。それで、古本屋さんの目録を見たら、全然違う名前の出版者の名前が出てきたんで、これはわたくしは持つてないなと思つて、まあ買おうかと思ひましたけれど、ちょっと気になつたから、奥付の人名が何とかさんつて書いてありますけれども、これは最後の人ですか？最初ですか？と聞いたら、最初です、と。じゃあ最後は誰ですか？と聞いたら、河内屋さんです、と。河内屋さんの『古文眞寶』なら持つてるわと（笑）聞いてよかつた。まあ、そのようなことも起こりますから、とにかくこれも必ず書肆の名前が出たときには一番最後の人名に目をとめるという、そういう形で目録を作つていかなければならないということになります。こういうわけで本書の出版事項は、「寛文五年刊大阪山内五郎兵衛後印文久二年大阪河内屋和助等修本」となります。

以上がカードを取っていく上での色々な重要事項です。問題点があつて、そうこうしてカードを全部取り終わつたところで、冊数の復元や版の同異の確認等を済ませ、いよいよ目録上に書籍の名前を配列していくことになるんですけれども、配列するときに、当然古籍中心になりますので、四部分類でもつて配列を作るといふことになります。四部分類は皆さんご存知でしょうけれども、経・史・子・集。儒教の一番根本的な文献である経、それから歴史書の史、諸子百家の思想書の子、詩文集の集という部目による大筋の分類を四部分類ともうします。更に部類だけでは大変な量の中に入つてきちゃいますから、各部中に類目を立てます。経でいうならば易類とか書類とか詩類とか春秋類とか、そういった類目を建てます。場合によっては更に詳細な属目、たとえば『春秋左氏伝』の属、『春秋公羊伝』の属などのように、段々細分化していきます。それで細分化された目録の中にそれぞれの書名と人名、それから出版事項などを配列していくわけですね。配列するときにはこれも大体やはり基本的な原則なんです、関わつた人名、著作者がいれば著者、それから注釈者しかいなければ注釈者などの死んだ順番で配列していきます。たとえば『論語』でいえば、魏の何晏の集解・梁の皇侃の義疏・宋

の邢昺の正義・宋の朱熹の集注といった具合です。

それからさらに、同一文献について、出版されている時間が違うときには、古い順に配列します。それが全部終わつた段階で一つ目録の完成となります。

もうあまり時間がありませんが、最後に漢籍目録を作る理由みたいなものを申し上げます。現在は、どういう漢籍がどこの機関に所蔵されているかを知るための、大変便利な全国漢籍データベースというのがありまして、これを見れば即座にどこの図書館が持っているかわかっちゃう、そういう便利なものがあります。以前ですと、あてずっぽうあれこれ漢籍目録を開いてみて、なかつたとか、あつたとか、そんなことをやっていたんですけれど、そんなことやる必要がなくなつてしまいましたから、大変ありがたいものですね。ただし、これを見た段階では、たとえば今言つた『論語』の注釈がどういう順番で作られていったか、みたいなことまでは現時点ではこれを見てもわからない。宋の時代に鄭樵という学者がしまして、この人の書いた『通志』という文献に藝文略というのがあるんですね。その藝文に目録のもつ価値について論じる部分があるんですが、一つは、その書名をその目録上に見ることによつて、その書物の内容がどういふものなのかということを想定で

きるといふようなことが挙げられています。たとえば、『東萊博議』という文献があります。これの中身どうなっていますかね。知らない方も知っている方もいらつしやると思いますが、これは春秋左氏伝に関する文献ですね。だから、この本は春秋左氏伝の分類箇所配列されています。

それからもう一つ、学問の源流を辿ることができると言っていますね。学問の源流を辿るといふことは、その学問に対して、現在から過去に遡っていく過程で、どういうものが、どういう文献がそこに存在しているかということによって、一番古いのは、その次は、と学問としての変革というか、発展と過程というか、そういうことも知ることができるといふふうなことを言っています。

まさしくその通りだと思えますけども、もう一つわたしがちよつと付け加えておきたいのは、要するにある組織がいろんな書籍を集積して持っている、その持っている書籍をちゃんと一つにまとめた全体を総括できる目録を作っておくことによつて、何が分かるかという、その地域とかあるいは組織が、いつごろどういふものを集めたかという、地方文化ひいては日本文化全体における文化的な意味合いで、そういうものがどんな形で集められたのかをと理解するうえで、各文庫に目録を作ることは必要なこと

なんだということ。

それからもう一つ、出版史ですね。出版史のうえで、さつき申しあげました刊・印・修がはっきりわかることによつて、特定の書物の出版量が時間的にも地域的にも見えてまいります。文学史とか、思想史あるいは文化史などの実態に対して、そういうことを出版例、あるいは出版量によつて想定していくという、そういうことも漢籍目録を作ることの意義であることをアピールしておきたいと思えます。

ちよつと時間もよろしいようで、このへんのところまで今日のお話を終わらせていただきます。ご静聴どうもありがとうございました。

（本稿は二〇一七年六月十七日における國學院大學中國學會第六十會大會における講演を文章化したものです）

〔キーワード〕 漢籍目録 和刻本、書誌学、鍋島藩、調査カード





魁本大字諸儒解古文真寶卷之上後集

辭類

秋風辭 依齊丘詩變而為騷變而為辭有可歌也辭則兼詩賦之聲而六情變而有漢武帝因洞后土於汾陰

依秋風辭一幸心三易其師德其聲表此辭之種與乎

漢武帝

上行幸河東祠后土觀視帝京欣然

中流與群臣飲燕上歡甚乃自作秋

風辭曰

秋風起兮白雲飛草木黃落兮鴈南歸

文政六年癸未五月原刻

安政五年戊午七月再刻

心教橋通安堂寺町

秋田屋太右衛門

同南久室寺町

坂屋新兵衛

同安土寺町

加賀屋善藏

同南久室寺町

伊丹屋善齋

大阪書林

資料③ 書名と人名

周易上經第一	朱子本義	<p>周代名也易書名也其卦本伏羲所畫有交易變易之義故謂之易其辭則文王周公所繫故繫之周以某簡表重大故分爲上下兩篇經則伏羲之畫文王周公之辭也并孔子所作之傳十篇凡十二篇中間頗爲諸儒所亂近世晁氏始正其失而未能盡舍古文呂氏又更定著爲經二卷傳十卷乃復孔氏之舊云○通曰解易者或以周字爲普徧之義或以卦爲文王所畫</p>
<p>周代名也易書名也其卦本伏羲所畫有交易變易之義故謂之易其辭則文王周公所繫故繫之周以某簡表重大故分爲上下兩篇經則伏羲之畫文王周公之辭也并孔子所作之傳十篇凡十二篇中間頗爲諸儒所亂近世晁氏始正其失而未能盡舍古文呂氏又更定著爲經二卷傳十卷乃復孔氏之舊云○通曰解易者或以周字爲普徧之義或以卦爲文王所畫</p>	<p>新安雲峰胡炳文通</p>	<p>周代名也易書名也其卦本伏羲所畫有交易變易之義故謂之易其辭則文王周公所繫故繫之周以某簡表重大故分爲上下兩篇經則伏羲之畫文王周公之辭也并孔子所作之傳十篇凡十二篇中間頗爲諸儒所亂近世晁氏始正其失而未能盡舍古文呂氏又更定著爲經二卷傳十卷乃復孔氏之舊云○通曰解易者或以周字爲普徧之義或以卦爲文王所畫</p>

『周易本義通釋』

享和二年刊官版

『周易』  
文化十一年刊官版

